

とかしき



とかしきまつり2017

もくじ

★今月の主な内容

- ◎渡嘉敷村民支援プロジェクトについて
- ◎渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業について
- ◎免許証の更新期限延長のお知らせ
- ◎“コロナに負けない”体づくりレシピ紹介
- ◎マイナンバーカード申請受取 休日開庁について
- ◎飼い主のいない猫（野良猫）対策のお知らせ

★その他、各課からのお知らせ

渡嘉敷村の人口・世帯数

令和3年5月31日 現在

令和	3年4月末	3年5月末	比較
世帯数	421	425	4
渡嘉敷	477	478	1
阿波連	237	241	4
前島	1	1	0
計	715	720	5

**【令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】
を活用した村内取り組み事業一覧**

(千円)

総事業費	国費		村費
42,419	第1回配分	27,817	14,602
		27,817	

令和3年6月21日現在

	事業の名称	事業内容	総事業費 (千円)	実施月 (予定月)	担当課	備考
1	渡嘉敷村公共施設等抗菌対策事業	公共の場での感染リスクを抑えるため、公共施設等の抗菌コーティングを実施する。	3,634	R3年4月 ～R4年3月	総務課	
2	感染症拡大防止対策資機材等確保事業	村内において、感染予防・拡大防止のためマスクや消毒液、防護服等の物品の確保を行う。	3,043	R3年4月 ～R4年3月	総務課	
3	雇用維持対策事業	新型コロナウイルス感染症対応のため、会計年度任用職員(2名)を配置する。	6,119	R3年4月 ～R4年3月	総務課・ 観光産業課	
4	学校給食費支援事業	村立幼小中学校に通う園児児童生徒の給食費を6ヶ月分免除する。	1,895	R3年10月 ～R4年3月	教育委員会	
5	村内事業所家賃支援事業	村内に所在する店舗又は事業所の家賃(1ヶ月分)の一部を支援する。	1,500	R3年4月 ～R4年3月	観光産業課	
6	渡嘉敷村上下水道料金助成事業	世帯及び事業所等に対して上下水道料金の基本料金3ヶ月分を免除する。	2,490	R3年4月 ～6月	観光産業課	
7	渡嘉敷村 新しい生活様式支援補助金	新しい生活様式に対応した感染予防等に必要な衛生設備等の導入に係る対象経費の一部を補助する。(1事業所上限15万円)	12,000	R3年4月 ～R4年3月	観光産業課	
8	村営定期航路水際感染症拡大防止事業	乗船券販売窓口等に、非接触型サーマルカメラを導入する。	383	R3年4月 ～5月	船舶課	
9	渡航自粛協力金給付事業	渡航自粛要請による住民の経済的・精神的不安を緩和し、日常生活を維持するため協力金を給付する。村民一人一万円。	7,211	R3年4月 ～8月	総務課	
10	渡嘉敷村PCR検査費用助成事業	1人につき2回まで、PCR検査費の8割を助成する。	4,144	R3年4月 ～R4年3月	民生課	
		事業費合計	42,419			

※各事業の詳細につきましては、担当課までお問い合わせ下さい。

渡嘉敷村民支援プロジェクト【令和3年度事業】

渡嘉敷村においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む村民、事業者の皆様に対して独自の支援策を実施しております。

渡航自粛協力金給付事業（村独自事業・村民向け）

- 概要: 令和3年4月12日において渡嘉敷村の住民基本台帳に記録されている方を対象に協力金として、1人あたり1万円を給付する。
- 申請方法: 村役場から申請書を郵送しております(令和3年6月1日発送)。必要事項等記載の上、郵送又はご持参ください。
- 申請期限: 令和3年8月31日(火)
- 問合せ先: 渡嘉敷村役場 総務課 ☎098-987-2321

令和3年6月21日時点
申請率 83%

渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金（村独自事業・事業者向け）

- 概要: 新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む事業者に対し、感染症の拡大防止に必要な衛生設備の導入等に関する経費の一部を補助します。補助金の額: 上限15万円(補助率80%)
- 申請方法: 提出書類をご確認の上、郵送又はご持参下さい。(HPに掲載しております。)
- 申込期限: 令和3年6月17日～令和3年10月18日
- 問合せ先: 渡嘉敷村役場 観光産業課 ☎098-987-2333

渡嘉敷村事業所家賃等支援金（村独自事業・事業者向け）

- 概要: 新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的な影響を受けた村内事業者に対し、賃貸店舗等の家賃等支援金を交付します。交付額: 1か月分の事業所家賃及び1か月分の借地料(上限額 10万円)
- 申請方法: 提出書類をご確認の上、郵送又はご持参下さい。(HPに掲載しております。)
- 申込期限: 令和3年6月17日～令和3年10月18日
- 問合せ先: 渡嘉敷村役場 観光産業課 ☎098-987-2333

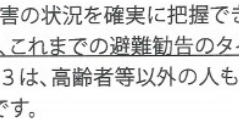
令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

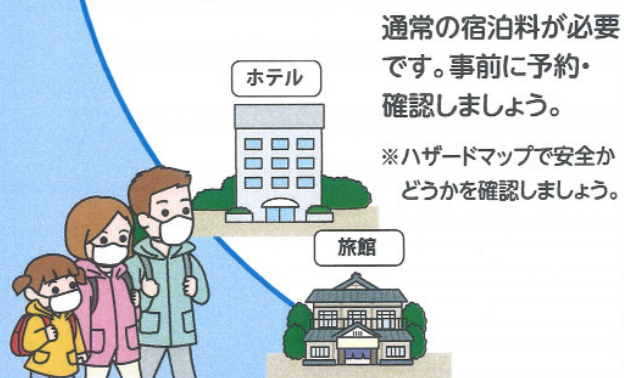
普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

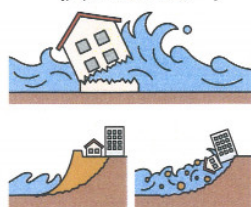
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

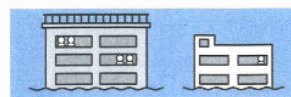
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業について（周知）

## 事業の目的

低炭素社会への転換を推進し、地球温暖化対策へ寄与するとともに、防犯灯における二酸化炭素排出量を削減するため、村内既存の防犯灯（水銀灯・蛍光灯）等を環境負荷の少ないLED照明等への切替を実施いたします。

昨年度、下記の通り設計が完了し今年度実施いたしますので、村民の皆様へ周知いたしますとともに、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 1 設計概要

### 1. まえがき

照明施設は、夜間においての道路状況、交通状況を把握する為の視覚環境を確保し、歩行者の安全と円滑な利用を図ることを目的としたものであり、夜間の事故防止に極めて効果の高い安全施設の一つである。本設計計画は、渡嘉敷村内における防犯灯の照明計画である。

### 2. 設計方針

歩道には、下記により照明を設置するものとする。但し、夜間の利用者が極めて少ない場合にはこれを省略できる。

（1）光源：蛍光ランプ又は高圧ナトリウムランプ、LED ランプとする。

（2）照度は、下記基準に基づく

（3）設置する灯具は、通行者に悪影響を与えない構造とする。

1) 防犯灯の照度基準：クラスAは5(Lx)以上・クラスBは3(Lx)以上。尚LEDの場合、B+は3(Lx)以上

2) 道路照明施設設置基準・同解説における歩道等の場合：平均路面照度5(Lx)以上

3) 電気通信施設設計要領・同解説における歩道等の場合：平均路面照度5(Lx)・重要箇所10(Lx)以上

4) JIS 照度基準の通路、広場、公園、住宅地の照度：1(Lx)～10(Lx)

5) 歩行者のための野外公共照明基準：平均路面照度5～10(Lx)

6) 照明基準(JIS-Z9111-1988)における基準は交通量の多い道路・住宅地域の照度：5(Lx)以上

2)～6)の照度は交通量が多い箇所の対象となり、本計画は防犯灯の更新計画とする。

よって1)の防犯灯の照度基準(LED型照明灯)の採用で地球温暖化対策の一環である低炭素化を図る。

### 3. 光源の選定

光源の選定は蛍光ランプ、高圧ナトリウムランプ、LEDの中から、近年は省エネ・省炭素化の観点からLED型ランプで計画する。ランプの選定には下記事項に留意した。

①効率が高く寿命が長いこと

②周囲温度の変動に対して安定であること

③光色と演色が適切であること

### 4. 照明灯具の検討

・本業務の計画は既設水銀灯器具の劣化に伴う更新とする。

・既設の照明灯は私有地に設置されている。保守管理及び公害の観点より、沖縄電力及びNTTの電柱に共架で計画する。共架の場合、沖縄電力内線規定に基づき計画する。

・一部電力及びNTT柱に共架された防犯灯もあるが、水銀灯及び蛍光灯で灯具の劣化が見られ、又耐用年数の経過により、全てLED灯に更新とする。

### 5. 保守率

保守率とは、照明設備は長時間使用すると、光源自体の光束の低下や、器具の光源の汚れ等により照度が徐々に低下していく。このような照度の低下を補う為に照度計算の中に各種の状況を想定した補正係数(保守率)を加え、その設備に必要な照度(維持照度)より高い値を計画する。

本計画では、保守率0.7で照度分布を作成する。

## 2 照度計画

村内の既設街路灯を更新して、LED化を図る。

防犯灯の照度基準はSES E1901-3 防犯灯の照度基準(日本防犯設備協会)により計画する。

本基準は、生活道路における防犯灯に規定されて、LED等の基準も本基準に基づく。

添付の照度分布は、公共型番：LBF2RP-1000LM型とする。

設置方式は、電力柱及びNTT柱に共架型の為、設置間隔は固定できない。

集落内の道路全般を範囲とする為、照度が必要な箇所に電柱がない箇所は新設柱で補う。

設置箇所の公害にも考慮する。

配置及び灯具の向き等に関しては、住民の意見も考慮する。

# 照度分布図 (LED10VA型)

S=1/300

渡嘉敷小・中学校前通り配置照度図

渡嘉敷幼・小  
中学校

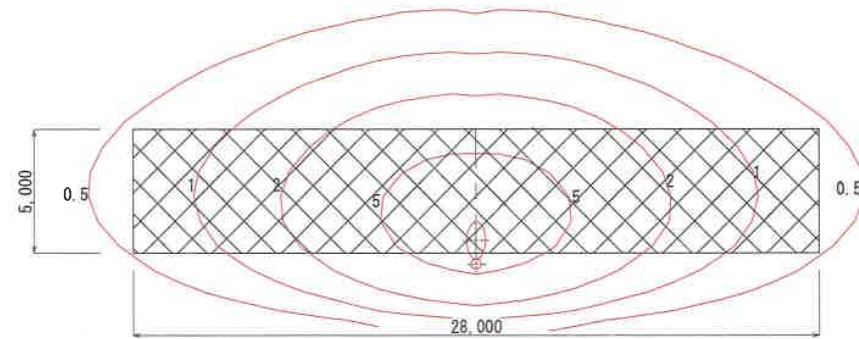
電力・NTT柱共架

LED防犯灯 (10VA) 型  
LBF2RP-1000LM

参考図

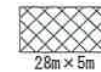


公共施設用形式: LBF2RP-1000LM  
色温度: 5,000K



製品型番	LBF2RP-1000LM
光源	高圧NaLED
光束 (lm)	1,320
照射角 (°)	9.7
灯高 (m)	5.0
照射距離 (m)	25

曲線上の数字は、維持水平面照度を示す。(lx)  
地面X=0m, Y=0mを光源中心とする。



クラスB+の場合水平面照度=3.0lx以上  
防犯灯設置基準範囲

案番名	令和2年度 渡嘉敷村低照度化対策づくり推進事業実施計画
図面名	照度分布図
作成年月日	令和3年3月
縮尺	図示 図面番号
会社名	株式会社 沖縄設計
事業名	渡嘉敷村義務教育施設整備事業

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく。期限8月2日(月)

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月分(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合には、令和3年7月15日(木)までに、「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

詳しくは

国税庁

で

検索

# 危険物取扱者試験

- ☆ 試験日 : 令和3年8月15日(日)
- ☆ 試験の種類 : 甲種、乙種(第1類~第6類)、丙種
- ☆ 試験会場 : 北部農林高等学校、琉球大学人文社会学部、那覇工業高等学校
- ☆ 願書受付期間 : 令和3年7月8日(木) ~ 7月15日(木)
- ☆ 願書配布先 : 各消防本部予防課、県宮古事務所総務課、県八重山事務所総務課、ジュンク堂書店那覇店、消防試験研究センター

※ 電子申請できます。ホームページをご覧ください!!

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

【お問合せ先】

(一財) 消防試験研究センター沖縄県支部  
〒900-0029 那覇市旭町 116-37 自治会館 6 階  
TEL 098-941-5201



## 沖縄県立具志川職業能力開発校 令和3年度 後期職業訓練生募集

訓練科名		定員	募集期間	訓練期間	
オフィスビジネス科	身体障がい者 対 象	7名	令和3年8月2日 ～ 令和3年8月31日	6ヶ月	令和3年10月1日 ～ 令和4年3月11日
	求職者	13名			

※ 授業料無料（但しテキスト代、検定代、教材などは自己負担）

※ 詳しくは本校 へお問い合わせください。

〈 問い合わせ先 〉

具志川職業能力開発校 TEL：098-973-6680

### — 放送大学入学生募集 —

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。  
働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的  
で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま2021年10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付  
致しますので、お気軽にお問合せください。

#### ○募集学生の種類

-教養学部-

科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

-大学院-

修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

#### ○出願期間

2021年6月10日～8月31日、9月1日～9月14日

(インターネット出願も受け付けております)

#### ○資料請求(無料)・お問い合わせ先

〒903-0129

西原町字千原1番地

琉球大学構内地域国際学習センター棟4階

放送大学沖縄学習センター

TEL:098-895-5952

「放送大学沖縄学習センター」あるいは「放送大学」で検索！

## 免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新期限までに更新手続きができない可能性のある方は、更新期限の前に運転免許センターや警察署等で手続きを行えば、現在の更新期限を3ヶ月延長することができます。（手数料無料）

### 【対象者】

免許証の更新期限または前回の延長後の有効期限が令和3年9月30日までの方（更新期限が過ぎた方は対象外）

※ 既に運転及び更新可能期間の延長手続きを取った方も再度手続きが可能です。（代理人・郵送申請可）

### 【運転免許センター等で申請する場合】

運転免許センター、各支所（中部・北部・宮古・八重山）及び各警察署交通課窓口にて運転免許証、更新手続開始申請書を持参し、新型コロナウイルスによる影響で免許更新できない旨申告してください。（※駐在所での申請可能）

代理人（申請者の親族、申請者が入院又は入所している病院や介護施設等の職員等）での申請も可能です。この場合は委任状もあわせて持参してください。

※ 取扱い時間 平日午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

（土曜日、日曜日、祝日は手続きできません。また上記以外の時間帯も手続きできません。警察署での取扱い時間は、短縮される場合もありますので、確認が必要です）

### 【郵送で申請する場合】

① 返信用封筒（封筒に414円分の切手を貼付し、表面に返信先となる申請者の住所、氏名を記載

② 運転免許証のコピー

③ 更新手続開始申請書

を同封の上、下記送付先まで郵送してください。

※ 郵送申請は、免許証の住所が沖縄県の方に限ります。

※ 運転免許証の有効期限の末日の消印があれば受付可能です。

※ 免許センターから手続き済みである旨のシールが送付されますので運転免許証の裏面に貼付してください。

シールが送付されるまでに2週間程度かかる場合もありますので期間に余裕を持って申請してください。

※ シールを貼付して、運転及び更新可能期間の延長手続き完了となるので、貼付前に有効期限が切れた場合には運転しないください。

☆ 送付先：901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番地22 沖縄県警察本部交通部運転免許課

（※「延長申請在中」と朱書きしてください）

※ 延長した運転及び更新可能期間に、通常の更新手続を受けていただく必要があります。（延長手続きをした方も延長手続きをする前の更新期間が通知されたハガキが届きますが、延長手続きをした期限までに更新手続きをしてください。）

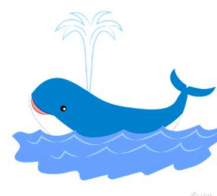
更新手続開始申請書及び委任状は県警ホームページに掲載しているほか、運転免許センター、安全運転学校各分校及び各警察署交通課窓口で取得できます。

詳しくは、沖縄県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。 問合せ先：098-851-1000

# 令和4年度水難事故防止ポスターを募集します！

沖縄県警におきましては、県民と一体となった水難事故防止運動を推進するため、毎年4月下旬から8月末までの間を「水難事故防止運動期間」として定め、広報活動などを強化しているところであり、その一環として水難事故防止ポスターの募集を行っております。

## — 水難事故防止ポスター応募要領 —



**テーマ** 水難事故に伴う「浮き輪」「ライフジャケット」着用の推進

**募集期間** 令和3年8月2日（月）から令和3年11月30日（火）まで

**募集の部** 小学生の部 及び 中学生・高校生の部

**受付窓口** 渡嘉敷駐在所 （098-987-2039）

**受付日時** 平日午前9時から午後5時までの間

**応募上の注意** ポスターはA4からA2サイズの画用紙を縦長に使用し、「水難事故防止」等の文字は入れないようにお願いします。

また、応募作品の著作権は沖縄県警に帰属し、作品は原則返還いたしません。

優秀賞以上の作品については作者氏名・学校名をマスコミ等に広報予定ですのでご理解の上、応募していただくようお願い致します。



令和3年度  
優秀作品



© dak

主催: 沖縄県立図書館・渡嘉敷村教育委員会

# 渡嘉敷村 空とぶ図書館

## ■移動図書館■

日 時 : 令和3年7月16日(金)午後1時～午後7時  
令和3年7月17日(土)午前9時～午後1時

会 場 : 渡嘉敷村中央公民館

貸出冊数 : 1人15冊まで 貸出期間 : 8月17日まで

返却場所 : 渡嘉敷村教育委員会・渡嘉敷小中学校・阿波連小学校



RICCA登録

渡嘉敷村空とぶ図書館をご利用予定の方は、  
RICCAへの登録をお願い致します。

沖縄県では、**感染拡大防止をサポート**するため、LINE公式アカウント「**RICCA<リッカ>**」の運用を行っています。

新型コロナウイルスの感染情報や参加したイベントなどで感染がわかった際に県から感染拡大防止に向けたお知らせをお送りするためのものです。左記QRコードからLINE登録いただけます。ご協力をお願いいたします。（詳しくは「RICCA」で検索ください）

今回の特集 : 「釣り特集」「冒険小説特集」「夏休み特集」「健康ヘルス特集」  
「エコ・SDGs特集」「受賞本特集」「図鑑特集」「空とぶアメリカンコーナー」

*新型コロナウイルス感染状況では、中止になる事もあります。

渡嘉敷村教育委員会  
Tel.987-2120  
Fax987-2783

# 渡嘉敷村歴史民俗資料館

村民向け

## 無料開放

渡嘉敷村歴史民俗資料館を見学に来ませんか？

渡嘉敷村歴史民俗資料館運営委員会より、下記の日程で  
歴史民俗資料館の村民向無料開放を行います。

1. 開館日 : 令和3年8月28日(土)
2. 開館時間 : 午前9時～昼12時まで
3. 対象者 : 渡嘉敷村に住民登録をしている者

※入場の際は、村が発行している離島住民割引運賃カードを  
提示してください。



入館希望者は

「離島住民割引運賃カード」を

ご持参ください。

当日は

事前予約は必要ありません。



# 渡嘉敷村景観計画の運用開始しました。



## ■渡嘉敷村景観計画及び渡嘉敷村景観条例について

本村では、先人から受け継いできた島々の美しい風景を守るとともに、地域資源を活かした地域づくりを進めるため、平成29年度から、村民アンケート調査、住民ワークショップ、有識者を交えての策定委員会、庁内会議を開催し、景観計画策定に向け取り組んでおります。また、令和元年11月に景観法に基づく景観行政団体となり、良好な景観を形成するため、令和2年3月5日に景観計画と景観条例を制定しました。

## ■令和2年10月1日より施行スタート

景観法に基づく渡嘉敷村景観条例及び渡嘉敷村景観条例施行規則の施行を令和2年10月1日施行スタート致しました。これにより、令和2年10月1日以降に村内で一定規模以上の建築物・工作物の新築、増築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更、開発行為につきましても届出の対象となり、渡嘉敷村景観計画及び渡嘉敷村景観条例又は渡嘉敷村景観条例施行規則に基づく手続き（届出）が必要となります。

手続き（届出）では、景観形成の基準に適合する必要があります。基準（ルール）に適合しない場合、新築などの工事に着手することができないことがあります。

下記に景観形成の基準の一部を紹介します。

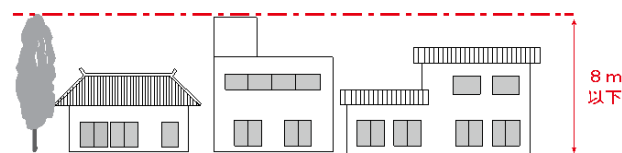
### ■景観形成の基準（ルール）

【建築物】建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とすること。（集落景観保全地区）

建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とすること。（自然景観保全地区、農地景観形成地区、島の玄関景観形成地区）



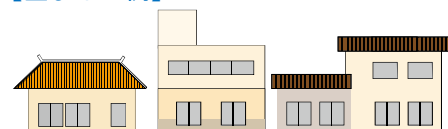
建築物の高さ：3階以下かつ13m以下（集落景観保全地区：渡嘉敷区、渡嘉志久区、阿波連区）



建築物の高さ：平屋かつ8m以下（自然景観保全地区、農地景観形成地区、島の玄関景観形成地区）

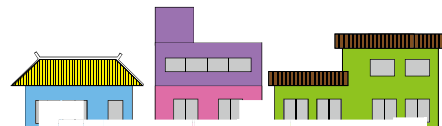
【建築物】建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。（集落景観保全地区）

【望ましい例】

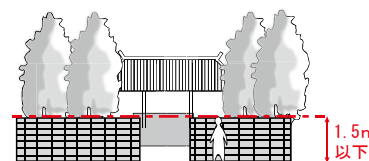


【建築物】建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。（集落景観保全地区）

【避けるべき例】



【屋敷囲い(垣・柵)等】ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、道路の地盤面からの高さを1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。



※「昔ながらの赤瓦屋根を修繕したい」、「赤瓦屋根の新築の住宅を建てたい」の場合、沖縄県産赤瓦等の一定の要件であれば、赤瓦屋根の助成を受けることができます。

詳しい内容は観光産業課までお問い合わせください。（ホームページでも確認できます。）

お問い合わせ先：渡嘉敷村役場 観光産業課（担当：赤嶺）電話：987-2323

# 節水に ご協力下さい

※※少雨傾向が続いてます※※

水は限りある資源です。  
日頃から節水を  
心がけて大切に使いましょう。



観光産業課 上下水道係

098-987-2323